

別記

歎 願 書

文化の発達ト共ニ我市民の生活程度が向上シテ居ルニハ莫明ナル工場主人殿ノ御誠意ノ宜クテアリニス
 拙共從書員ノ多數は其ノ文化ノ発達ニ取次ケレ他ノ工場ノ類ヲ見ザル安イ賃銀ニテ今日迄其ノ労働ニ従事シ
 テ来コシテ然レモ最近会社ノ不況ノ為メ収入激減シテ生活ノ感テ受ケルニ其ノ極ニ達シテ居ルノデアリマス私共が如
 何ニ作業ノ専ラ工場ノ利益ヲ増進セシメ格ト改メテシテモ之ヲテ常ニ生活ノ不安ト去フ觀念が横タハツテ居テハ
 満足ナル他事増進ノ進行モ如何ト思ヒルニトハ在レマス此ニ及レテ生活ノ不安ヲ除ク安心シテ工場ノ発展ノため
 努力スルコトが吾等双方ノ利益ナルアルト考ヘ又左記ノ條項ハ私共ノ最近生活ヲ守ル莫キナレ御願デアリマス
 カラ私共ノ意ノ下ル所ヲ請ヒテラレテ是等委員会即前記下ル所ノ格状ニテ合在書員一同御願申シ上ケル次第チ
 御座居マス

歎 願 事項

- 一、工場設備の向上を促す
 - 一、臨時休業の日給支給をせよ
 - 一、早出残業の手当を支給せよ
 - 一、夏季休暇の日給を改正せよ
 - 一、食堂寄宿舎改善せよ
- 昭和六年一月十日
 工場主
 福山福太郎殿
 以上
 福山製氷工場従業員一同

引取 被 條 一。〇。辭

昭和六年一月十五日書

- 一、工場法ヲ実施セラレタリ警視總監 山 崎 吉
 - 一、直勤者ノ臨時ノ場合日給一日分支給スレコト
 - 一、夏季休暇時間延長ノ請合増スレコト
 - 一、夏季勤務者ノ場合日給五割トスレコト
 - 一、住上者夜業ハ特別制度ニスレコト
 - 一、住上中者解雇後労働者補助金付与ルコト
 - 一、夏季休暇労働者一週半ノ日給支給給付シコト
 - 一、夏季休暇労働者日給支給給付シコト
 - 一、夏季休暇労働者日給支給給付シコト
- 昭和六年一月十三日

一、今般福山製氷所對従業員同福山製氷工場従業員一同同満解
 工場法福山製氷所對従業員同福山製氷工場従業員一同同満解